

## 四日市市臨時特別給付金の申請をお忘れなく (電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)

電力・ガス・食料品などの価格高騰により、家計負担が増加しています。これを受けて、特に家計への影響が大きい、住民税非課税世帯などに対して現金を支給します。

### ■ 給付金額

**1 世帯あたり5万円**

### ■ 給付対象者と手続きの流れ (①と②の重複支給はありません)

#### 1 住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)において本市に住民登録があり、**世帯全員の令和4年度分の住民税(均等割)**が課税されていない世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯(一人暮らしの学生など)などを除く

#### 2 家計急変世帯

**予期せず令和4年1月から12月までの間に収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯**

#### 1. 市から確認書が届く

市が対象になると思われる世帯に、給付内容や確認事項が書かれた確認書を、12月上旬までに届くよう送付します。

#### 2. 確認書の内容を確認して返送する

同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認してください。対象になる場合のみ、返送してください。

確認書の記入内容や添付資料に誤りがあった場合、確認の書類を再度お送りします。



**返送期限は令和5年1月31日**

#### 市給付金窓口で申請する

**給付金を受け取るには、窓口での申請が必要です。**

**所**総合会館1階 特設受付窓口  
(9:00~16:45 土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

**持**①本人確認書類(写しでも可。原本の場合は申請時にコピーします)

②受取口座を確認できる書類(通帳・キャッシュカードなど)

③令和4年1月以降に急変した収入の状況を確認できる書類

**他**申請書を事前に入手する必要はありません。窓口に来られない場合は四日市市臨時特別給付金コールセンターへご連絡ください

**申請期限は令和5年1月31日**